

1. 医療費の負担を減らしたい

(1) 高額療養費制度

日本ではすべての方が健康保険や国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合など、公的医療保険に加入しており、治療費の1～3割の自己負担で治療を受けることができます。高額療養費制度を利用すると、自己負担の額を一定の金額に抑えることができます。多くの方が利用できますので、ぜひご活用ください。



高額療養費制度は、患者さんが支払ったお金を後から払い戻す仕組みですので、治療の際に患者さん自らが高額のお金をいったん立て替える必要がない場合があります。ただし高額療養費限度額適用認定証を併せて活用することで、払い戻しではなく、あらかじめ支払いの額を抑えることができます。

保険が適用される医療費であれば、入院・通院・在宅医療を問わず対象になります。なお高額療養費制度での自己負担の限度額は、次ページの表のように年齢や収入によって異なります。

[🔗 問い合わせ先](#) 加入している各医療保険の窓口 [👉 P96](#)

□ 70歳未満の方の場合

- ① 1日～月末の月毎の計算となります。(食費や差額ベッド代、医療保険のきかない診断書は含まれません)
- ② 同じ医療機関ごとに計算します。外来（在宅医療を含む）での医療費と入院費、医科と歯科は別々に計算します。
- ③ 同じ人が同じ月に、21,000円以上の自己負担額が2件以上あるときは、合わせて計算し、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。例は右記の図をご覧ください。
- ④ 外来での費用は、病院の外の薬局での費用も含まれます。
- ⑤ 自己負担分を超えた払い戻しがある方には各医療保険より後日、通知があります。

高額療養費/自己負担限度額(1ヶ月分)

区分	一部負担金の額 (自己負担限度額)	1年間に4回以上あるとき 4回目から	食事の 標準負担額 (1食)
ア	年収約1,160万円以上 252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円	360円
イ	年収約770万～ 約1,160万円 167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円	
ウ	年収約370万～ 約770万円 80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	
エ	年収約370万円未満 57,600円		
オ	低所得者 住民税非課税世帯 35,400円	24,600円	210円 (90日まで) 160円 (過去12ヶ月 で91日以上)

(2017年8月現在)

例 47歳男性 限度額区分:エ(年収約370万円未満)

	A病院	A病院	B薬局	C病院
	入院して手術	化学療法で外来通院		放射線治療で通院
医療費10割	1,000,000円	50,000円	30,000円	50,000円
自己負担3割	300,000円	15,000円	9,000円	15,000円
		※合計24,000円		※21,000円を超えないため 合算不可

【自己負担限度額】 57,600円

【払い戻される額】 (300,000円+15,000円+9,000円)-57,600円=266,400円

※注意:世帯での合算は各医療保険窓口へご確認ください。

(2017年8月現在)